

第22期事業報告書

自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① わが国経済は、世界的な金融危機に端を発した景気の悪化により、著しく落ち込みましたが、ようやく回復の兆しが見えてきました。しかし依然として消費の落ち込みやデフレ傾向の中、飲食・物販等の出店はより慎重になっております。

さらに、南大沢地区においては、ここ数年近隣商業ビル及び外周部のロードサイド型商業施設に競合業種の出店が進みオーバーストア状態にあり、テナントの確保が難しくなっております。

こうした状況のなかで、当社事業の柱であるビル賃貸においては、空室解消に注力し、ガレリア・ユギへの大型手芸店の出店やパオオレにおける退店の着実な穴埋めなどにより、当期の平均入居率は93.9%（前期比1.9ポイント増）となりました。

一方、施設建築物は、大規模な修繕を必要とする時期を迎える、平成21年度はガレリア・ユギの外壁塗装等の改修工事を実施しました。

② 当社事業の第二の柱である駐車場賃貸においても、景気の悪化の影響が大きく、さらに近隣の駐車場専業会社の立体駐車場や商業ビル併設の駐車場との競争が激しくなっております。

こうしたことから、当期の駐車場の利用率は2.02台/日（前期比0.08台/日減）となりました。

以上の結果、当期の売上高は1,840百万円（前期比2.9%減）、営業利益は165百万円（前期比60.6%減）となりました。経常利益は166百万円（前期比60.4%減）となり、当期純利益は124百万円（前期比54.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は76百万円であり、主なものはガレリア・ユギの入口庇の改修及び駐車場機器等の更新であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、平成13年11月民事再生計画の確定以来、その内容の履行に誠実に対処してまいりました。今後も下記に努力し、確実な履行をはかるとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

- ① ビル賃貸においては、平成 21 年度にガレリア・ユギの外壁塗装等の大規模改修工事を行いました。今後は内部設備等の更新を図り、ビルの価値を高め、需要の拡大を図り、入居率の向上に努めてまいります。
- 賃料の適正化については、経済情勢、地価・建物価格及び賃貸ビルの需給等を勘案し、適時適切に対応してまいります。
- ② 駐車場賃貸においては、平成 21 年度において、非効率であった第 5 駐車場を株式会社イトーヨーカ堂との協議の上、平成 22 年 3 月に廃止しました。また、リース期間の終了した旧式の駐車場の機器を更新し、人件費等の縮減を図りました。今後も効率的な運営を図りつつ、需要の拡大を図り、利用率の向上に努めてまいります。
- ③ 会社運営にあたっては、社員の少数精銳化を図るとともに、業務委託費等の適正化を図ってまいります。
- ④ 会社資金の運用について、平成 21 年度より定期預金等の利用を図りましたが、今後も適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位千円)

区分	(第 19 期) 平成 18 年度	(第 20 期) 平成 19 年度	(第 21 期) 平成 20 年度	(第 22 期) 平成 21 年度
売 上 高	2,047,526	1,999,254	1,895,819	1,840,974
経 常 利 益	599,245	548,233	420,577	166,740
当 期 純 利 益	345,117	326,714	272,266	124,479
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	19,237 円 31 銭	18,211 円 53 銭	15,176 円 53 銭	6,938 円 64 銭
総 資 産	10,965,848	10,743,318	10,408,732	9,931,020

(6) 主要な事業内容

店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸並びに宅地建物取引業(平成 22 年 1 月 12 日廃業)

(7) 主要な事業所

本店 東京都八王子市南大沢二丁目 2 番地 (パオレビル 7 階)

(8) 従業員の状況 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

- | | |
|----------|------------------|
| ① 従業員数 | 3 名 (他に嘱託 5 名) |
| ② 平均年齢 | 57.4 歳 (嘱託含む) |
| ③ 平均勤続年数 | 2 年 11 ヶ月 (嘱託含む) |

(9) 主な借入先の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	193,305 千円
株式会社みずほ銀行	68,043 千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	106,546 千円
株式会社三井住友銀行	29,485 千円
株式会社りそな銀行	21,496 千円
中央三井信託銀行株式会社	10,950 千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 17,940 株

(2) 当期末株主数 24 名

(3) 上位 10 名の株主（平成 22 年 3 月 31 日現在）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	9,180 株	51.2%
株式会社みずほ銀行	897 株	5.0%
株式会社みずほコーポレート銀行	897 株	5.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	897 株	5.0%
株式会社三井住友銀行	897 株	5.0%
株式会社りそな銀行	720 株	4.0%
みずほ信託銀行株式会社	681 株	3.8%
有限会社東京エイドセンター	498 株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	450 株	2.5%
東京電力株式会社	360 株	2.0%
東京瓦斯株式会社	360 株	2.0%
中央三井信託銀行株式会社	360 株	2.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	360 株	2.0%

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木雅久	取締役社長 (代表取締役)	
岳野尚代	取締役	東京都都市整備局次長
小澤弘	取締役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
矢島達郎	常勤監査役	
前川哲也	監査役	東京電力株式会社 販売営業本部法人営業部部長(ソリューション営業担当) 兼国際部
村木茂	監査役	東京瓦斯株式会社 代表取締役副社長執行役員 エネルギーソリューション本部長

注 1 代表取締役高津満好氏及び取締役泉本和秀氏は、平成 21 年 7 月 23 日に辞任いたしました。

注 2 代表取締役鈴木雅久氏及び取締役岳野尚代氏は、平成 21 年 7 月 23 日に就任いたしました。

注 3 取締役小澤弘氏は、平成 21 年 6 月 26 日に再任となりました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	監査役	支給額計
2名	1名	20,921千円

注 1 上記取締役には、期中に退任した取締役 1 名を含んでおります。

注 2 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成 5 年 6 月 24 日の第 5 回定時株主総会決議により、それぞれ月額 2,500 千円及び月額 1,300 千円となっております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 あづさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 4,400 千円

5 会社の体制及び方針

当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を策定し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐する使用人はいないが、必要な場合は監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じた時は、監査役会に報告する。また、前記に係わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることとする。

上記基本方針のなかの「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第5回委員会を平成21年10月29日に、第6回委員会を平成22年3月3日に開催しました。

貸 借 対 照 表

(平成22年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,585,011	流動負債	625,846
現金及び預金	1,119,147	1年内返済予定長期借入金	467,964
売掛金	35,371	1年内返済予定再生債務	4,110
有価証券	400,000	未払費用	53,770
前払費用	12,532	預り金	747
繰延税金資産	462	前受金	99,254
未収入金	16,808		
その他の	688	固定負債	6,823,893
		長期未払金	1,939,176
固定資産	8,346,008	再生債務	3,450,252
有形固定資産	8,190,800	受入保証金	1,344,038
建物	4,383,291	受入敷金	90,425
構築物	54,620		
機械及び装置	40,541		
器具及び備品	7,348		
土地	3,705,000		
無形固定資産	1,725		
電話加入権	1,547	負債合計	7,449,740
その他無形固定資産	178		
投資その他の資産	153,481	【純資産の部】	
出資金	10,000	株主資本	2,481,280
差入保証金	142,704	資本金	897,000
その他の	777	利益剰余金	1,584,280
		その他利益剰余金	1,584,280
		修繕積立金	187,000
		繰越利益剰余金	1,397,280
		純資産合計	2,481,280
資産合計	9,931,020	負債・純資産合計	9,931,020

損 益 計 算 書

[自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日]

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
不動産賃貸収入	1,557,473	
その他営業収入	283,501	1,840,974
売上原価		1,558,127
売上総利益		282,846
販売費及び一般管理費		117,499
営業利益		165,347
営業外収益		
受取利息	433	
雑収入	1,107	1,540
営業外費用		
雑損失		147
経常利益		166,740
特別利益		
再生債務免除益	9,557	
過年度賃料収入	43,641	
その他特別利益	1,160	54,359
特別損失		
固定資産除却損		10,913
税引前当期純利益		210,187
法人税、住民税及び事業税		79,333
法人税等調整額		6,374
当期純利益		124,479

株主資本等変動計算書

[自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日]

(単位:千円)

資本金	株主資本				純資産合計			
	利益剰余金							
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	修繕積立金	繰越利益 剰余金						
前期末残高	897,000	400,000	1,059,800	1,459,800	2,356,800	2,356,800		
当期変動額								
修繕積立金の積立	—	100,000	△100,000	—	—	—		
修繕積立金の取崩し		△313,000	313,000	—	—	—		
当期純利益	—	—	124,479	124,479	124,479	124,479		
当期変動額合計	—	△213,000	337,479	124,479	124,479	124,479		
当期末残高	897,000	187,000	1,397,280	1,584,280	2,481,280	2,481,280		

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に基づく定額法によっております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 3～39年

構築物 6～35年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務		
種類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	4,383,291	抵当権 根抵当権	1年内返済予定長期借入金	467,964
土 地	3,705,000	抵当権 根抵当権	長 期 未 払 金	1,939,176
			受 入 保 証 金	625,000
合 計	8,088,291		合 計	3,032,141

3 有形固定資産の減価償却累計額 9,997,239 千円

4 借入金

借入金は、平成13年11月16日付の「別除権に関する協定」により、利息を付さないこととされております。

5 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17,940 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、未払費用(賞与)であります。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している警備機器の一部については、貸借対照表に固定資産として計上しておりません。

金融商品に関する注記

(追加情報)

当事業年度から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、借入については東京都、銀行等金融機関等から資金を調達しております。

1年内返済予定長期借入金については、平成13年11月16日付の「別除権に関する協定」により、利息を付さないこととされております。

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,119,147	1,119,147	—
(2) 有価証券 その他有価証券	400,000	400,000	—
(3) 1年内返済予定長期借入金	(467,964)	(467,964)	—
(4) 長期末払金	(1,939,176)	(1,527,139)	(412,037)
(5) 再生債務 借入金	(738,276)	(651,546)	(86,730)
(6) 受入保証金	(1,344,038)	(1,263,219)	(80,818)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 有価証券

これは譲渡性預金であり、その他有価証券として保有しております。これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 1年内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期末払金、(5) 再生債務並びに(6)受入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標をもとに算定した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 再生債務のうち敷金・保証金部分（貸借対照表計上額 2,716,086 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「(5) 再生債務」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

(追加情報)

当事業年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 20 号 平成 20 年 11 月 28 日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 23 号 平成 20 年 11 月 28 日）を適用しております。

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設（土地を含む。）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
8,142,911	9,403,753

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(注3) 上記の時価に含まれる構築物の計上額については、帳簿価額を計上しております。

(注4) 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用しておりますが、一括して時価を算定しております。

関連当事者に関する注記

1 名称 東京都

2 属性 主要株主

3 議決権の所有割合 51.2%

4 関係内容

(1) 役員の兼任 2名

(2) 事業上の関係

(単位：千円)

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注1)	20,982	—
	売上原価 (注2)	154,890	—
	売掛金 (注1)	—	142
	差入保証金 (注2)	—	142,614
民事再生	長期未払金 (注3)	—	1,939,176
	再生債務 (注4)	—	751,639

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 東京都からの土地の借入に係るもので、東京都が定める一定的方式により算定されます。

(注3) 長期未払金 1,939,176 千円 の返済条件は次のとおりです。
平成33年2月まで据え置き、7年（年1回）返済、無利子

(注4) 再生債務 751,639 千円 の返済条件は次のとおりです。

(ア) 借入金 738,276 千円

平成30年2月まで据え置き、4年（年1回）返済、無利子

(イ) テナント敷金 12,882 千円

- ・再生計画認可決定確定後 10 年以内に契約を解除する場合
賃料の 6 ヶ月分相当額を物件明け渡し後 2 ヶ月以内、それを超える額の 8 % を 3 年（年 1 回）返済
- ・再生計画認可決定確定後 10 年超、15 年以内に契約を解除する場合
賃料の 6 ヶ月分相当額を物件明け渡し後 2 ヶ月以内、それを超える額を 5 年（年 1 回）返済
- ・再生計画認可決定確定後 15 年を超えて契約を継続する場合
物件明け渡し後 2 ヶ月以内に返済

(ウ) 駐車場敷金 480 千円

120 万円以下の少額債権として明け渡し後 2 ヶ月以内に全額返済

1 株当たり情報に関する注記

1 1 株当たり純資産額	138,309 円 93 銭
2 1 株当たり当期純利益	6,938 円 64 銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 21 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
取締役会 御中

あ づ き 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 経塚 義也 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（ア）事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(イ) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 22 年 5 月 26 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢島 達郎 ㊞

監査役（社外監査役） 前川 哲也 ㊞

監査役（社外監査役） 村木 茂 ㊞

謄 本

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 21 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター

監査役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 浜村 和則
業務執行社員

印

指 定 社 員 公認会計士 経塚 義也
業務執行社員

印

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上